

令和 8 年 7 月 30 日

古河市長 針 谷 力 様

古河市特別職報酬等審議会
会 長 長 濱 忍

古河市特別職等の報酬額について（答申）

古河市特別職報酬等審議会条例に基づき、令和 8 年 5 月 25 日付け古職第 130 号で諮問のありました標記事項について、当審議会として審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

Ⅰ 審議会の答申

（Ⅰ）市議会議員の報酬月額について

古河市議会議員の現行の報酬水準の妥当性を慎重に審議した結果、古河市の現状と将来の発展を鑑み、その職責にふさわしい報酬月額を次の表の額に改定することが適当である。

特別職	職名	報酬月額（単位：円）		
		現行	改定後	差額
市議会議員	議長	500,000	612,000	112,000
	副議長	450,000	551,000	101,000
	議員	400,000	490,000	90,000

（Ⅱ）改定時期

改定の実施時期については、市民の理解と市議会議員の新たな任期における適正な報酬水準の確保を考慮し、「令和 9 年 5 月 1 日」とすることが適当である。

Ⅱ 審議経過および内容

（Ⅰ）諮問事項の要旨

現在の市議会議員の報酬月額は、平成 19 年以降、約 20 年近く一度も見直しがされておらず、この間、社会経済情勢は大きく変化してきた。とりわけ、地方議会には、複雑化・多様化する市民ニーズや、行政課題に対し、政策決定や執行機関の事務執行の監視及び評価といった重要な役割を果たすことが強く求められており、その職責に見合った適正な報酬水準は、優秀な人材の確保と持続可能な議会活動の質の維持にとって不可欠である。

当審議會は、市議会議員がその職責と役割を十分に果たし、将来にわたる質の高い議会活動を維持できるよう、報酬月額の見直しについて、適正かつ慎重な審議を行うよう諮問を受けた。

（２）市議会議員の報酬額の現状、他市との比較、古河市の財政状況等

現在の市議会議員の報酬月額は、平成 19 年 5 月 1 日に改定されて以来、議長が 50 万円、副議長が 45 万円、議員が 40 万円となっており、約 20 年間にわたり見直しがなされていない現状について事務局より詳細な説明を受けた。

この報酬月額は、人口 10 万人台の県内市や、人口規模・産業構造が古河市に近い類似団体と比較しても相対的に低い報酬水準であることが示された。

一方で、近年の消費者物価指数は上昇傾向にあり、茨城県の最低賃金、さらには市職員の給料月額も継続的に増加していることが報告された。

また、古河市の財政状況については、健全な範囲で行政運営がなされていることも説明された。加えて、市議会議員が担う活動内容についても、市民生活に直結する条例制定や、予算審議、さらには市民からの陳情・要望への対応、地域課題の解決に向けた政策提言、行政に対する監視など、その職務の専門性と責任の重さが改めて強調され、これらの議員活動が市政運営において不可欠な役割を担っていることが確認された。

（３）審議の基本方針

事務局からの現況説明を受け、当審議會は、各委員の専門的知見と市民感覚に基づき、慎重かつ公正、多角的な意見交換と審議を行うものとした。

委員からは、「近年の物価高騰や、他市の動向、複雑な課題に対応する議会の機能強化を鑑みれば、報酬月額の増額を真剣に検討する時期にある。」といった意見や、「将来的に優秀な人材が市議会議員として立候補し、その職責を全うできる環境を整えるためには、報酬改定の審議をすること自体がむしろ遅すぎた。」といった意見が寄せられた。

これらの意見を踏まえ、当審議會は、古河市の持続的な発展に寄与する議会活動を支えるため、市議会議員の報酬月額を『増額すべき』との結論に至り、これを審議の基本方針とすることを全会一致で決定した。

（４）審議内容

市議会議員の報酬月額について、審議の基本方針に沿い、特に人口 10 万台の県内市や、人口規模・産業構造が古河市に近い類似団体との比較結果を基に、より適正な報酬水準となるよう、以下の 3 つの試算方法で算出された増額改定案について、具体的な審議と検討を行った。

①人口 10 万人台の県内 4 市の中央値を用いた試算：

古河市と人口規模が近く、県内の類似した社会経済環境にある自治体との比較は、客観性・妥当性の確保に繋がりがやすく、県内での適正な水準を諮る指標として検討を行った。

②類似団体（人口 13～15 万人）のうち、議員 1 人あたり人口数が古河市の±10%以内となる 5 市の中央値を用いた試算：

議員一人当たりの人口数という、議員の職務負荷や、責任をより直接的に反映する数値を用いて、議員活動の実態に即した報酬水準を導き出し、より実態に近い比較対象を詳細に選定し、全国的な視点での妥当性を諮る指標として検討を行った。

③行政職給料表の８級（部長級）の中央値を用いた試算：

市の行政運営における部長級幹部職員の職務の専門性や、責任の重さと比較し、地方公務員の給与体系という、より普遍的で客観的な基準を踏まえ判断することで、公平性・透明性を高める指標として検討を行った。

以上の３つの方法により試算された増額改定案について、具体的審議を行ったところ、「比較対象とした県内市（日立市、土浦市、ひたちなか市）の改定日は概ね平成８年頃に集中しており、改定後の報酬月額が、それら県内市の３０年前の改定水準に追いついていない状況は如何なものか。」「比較対象とした類似団体（小牧市、各務原市、藤枝市等）の古い改定額と比較しても、その中央値に対する古河市の現行水準は低いことが分かる。」「審議事項ではないが、議員定数を減らしていく考えもあるのではないか。」などの意見が寄せられた。

各委員からの専門的な知見と、市民感覚に基づく客観的な視点による様々な意見を踏まえ、慎重な審議を重ねて採決を行った結果、『③行政職給料表８級（部長級）の中央値を用いた試算』での報酬水準が妥当であるとの意見が多数を占め、審議会の結論に至った。

なお、増額改定の実施時期については、現在の市議会議員の任期が満了し、新たに選任される議員の任期が始まる令和９年５月１日を適用日とすることが適当であると全会一致で決定された。

これにより、次回の選挙に立候補する候補者がその報酬月額を明確に認識できるよう、答申後、速やかに条例を改正し、広く周知することが適当であると提言した。

３ 附帯意見

当審議会の所掌事項ではないが、答申内容がより実効性のあるものとするため、古河市議会に提言・期待する事項を、以下のとおり附帯意見として付記する。

（定期的見直しの提案）

当審議会で決定した改定額は恒久的な報酬月額とせず、人口動態、市の財政状況、議員定数等の主要指標の変化を踏まえて定期的に見直すべきであり、議員報酬の妥当性や適正な報酬水準を審議していくためにも、今後の見直しは長期の間隔を空けず、短期間で実施されることを求める。

（議員定数に応じた報酬額の設定）

市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化が進む中で、市議会議員に求められる職責や、役割がこれまで以上に増加する一方、古河市の人口数は減少傾向にある。

将来的に市の人口が減少した際は、議員定数の適正化を検討し、議員定数の改正が行われた場合には、改定後の定数に応じて報酬月額の再設定を行うべきである。

(増額改定に見合う責務と職責への期待)

今回の報酬月額改定では、改定後が改定前に比べて約 20%を超える増額となり、この増額は決して小さな金額ではない。

審議会では約 20 年間見直しが行われなかったことを踏まえ、適正な増額幅により報酬水準を決定した。一方で、今回の改定が、単なる報酬の増額で終わることなく、市議会議員の責務と職務への期待を示すものであることを受け止め、議員一人ひとりが報酬に見合う議員活動に努めていただきたい。

また、今回の増額改定は、市議会議員は行政職のトップである部長級の職責に相当すると評価したものであり、その責務・専門性・リーダーシップを持って職務にあたって取り組んでいただきたい。

(市民への傾聴と誠意ある議員活動への期待)

古河市には、それぞれの立場で地域をより良くしたい、古河市の魅力を発信したいという思いで活動している市民や団体が数多くあり、各議員には、そのような地域の現場へ積極的に足を運び、市民の声を直接聴き、その思いを行政へつなぐ「市民と行政の架け橋」としての役割を、これまで以上に果たしていただきたい。

また、全ての議員が日頃の活動や考えを分かりやすく発信することで市民に信頼される開かれた議会づくりに努めていただき、古河市の更なる発展に繋がることを期待する。

最後に、当審議会の総意として、今回の答申が市議会が市民の信頼を一層厚くし、市政の発展に大きく貢献する契機となることを切に願うとともに、市議会議員は、市民の負託に応え、公正かつ活発な議論を通じて、政策決定や執行機関の事務執行の監視及び評価といった重責に一層努めて、質の高い議会活動を推進していくことを要望する。

以上